

未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について



老振発第0528001号
平成21年5月28日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について

「未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について」（平成21年3月23日付け厚生労働省老健局振興課長通知）により、ご報告いただきました未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導等について、別添1のとおりとりまとめましたので情報提供します。

この結果も踏まえ、有料老人ホームの届出促進及び指導等について、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等及び、さらに、下記のとおり取り組みを徹底していただくようお願いします。

これに関連して、今般の緊急点検等に際し、都道府県等から照会のあった事項等について、厚生労働省としての考え方を、従来のQ&Aに加えて別添2のとおり整理したので送付します。

また、今後の未届施設の届出や指導等の状況については、引き続き10月末時点におけるフォローアップを行う予定としていることを申し添えます。様式等については別途お知らせする予定です。

管内市区町村に対してこの旨を周知するとともに、関係部局や市区町村との連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくよう重ねてお願いします。

記

1. 未届施設の実態把握を踏まえ、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう当該施設の設置者を指導していただきたい。

そして、度重なる指導、催告にも関わらず、届出を拒否するような未届施設の設置者に対しては、罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努められたい。

また、届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく立入検査や改善命令の対象となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

2. また、現在、第171回国会において審議が行われている平成21年度補正予算案では、有料老人ホームを含め、改正消防法施行令の施行に伴い、平成21年4月から新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設等に対し、スプリンクラーの設置に要する費用に対する補助を行う予定としています。

関係の通知等については、後日別途送付する予定ですが、未届の有料老人ホームの届出促進や防火体制の整備等に当たっては、消防部局や建築部局と連携して対応するとともに、当該補助の積極的な活用をお願いします。

以 上

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等について

平成21年3月23日付け通知（「未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について」）に基づき、4月30日時点の有料老人ホームに該当しうる施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、都道府県から報告があった件数等は以下のとおりです。

1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

	件数	割合
平成21年3月27日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	579件	—
平成21年3月27日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	106件	—
有料老人ホーム非該当等	160件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	525件	100.0%
平成21年4月30日まで届出済	79件	15.0%
平成21年4月30日まで未届	446件	85.0%

※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	525件	80件
平成21年4月30日まで届出済	79件	10件
平成21年4月30日まで未届	446件	70件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例

※ () 内の数字は指導した都道府県数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導 (6)
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導 (4)
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導 (3)
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導 (2)
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導 (2)
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導 (2) 等

未届の有料老人ホームに該当する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

	都道府県	4/30現在の 有料老人 ホームの届 出済施設数	4/30現在の 調査対象施設数		有料老人 ホーム非該 当等	届出、入居者処遇等に係る指導状況					
			平成21年3 月27日時点 の未届の有 料老人ホー ムに該当し る施設数	平成21年3 月27日以降 に把握した 未届の有料 老人ホーム に該当する 施設数		有料老人ホームに該当する施設数				平成21年4月30日まで未 届	
						入居者処 遇等に係 る指導 件数	平成21年4月30日まで届出 済		平成21年4月30日まで未 届		
								入居者処 遇等に係 る指導 件数	入居者処 遇等 に係る指導 件数	入居者処 遇等 に係る指導 件数	入居者処 遇等 に係る指導 件数
1	北海道	161	0	17	0	17	0	1	0	16	0
2	青森県	83	8	0	1	7	0	0	0	7	0
3	岩手県	68	0	1	0	1	0	0	0	1	0
4	宮城県	73	0	1	0	1	0	0	0	1	0
5	秋田県	23	18	0	9	9	0	1	0	8	0
6	山形県	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	40	12	0	4	8	0	0	0	8	0
9	栃木県	25	35	1	13	23	3	7	1	16	2
10	群馬県	81	46	0	14	32	1	1	0	31	1
11	埼玉県	190	4	0	0	4	3	4	3	0	0
12	千葉県	226	44	0	3	41	9	0	0	41	9
13	東京都	421	103	0	53	50	46	2	2	48	44
14	神奈川県	375	60	40	8	92	2	1	0	91	2
15	新潟県	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	21	3	0	1	2	0	2	0	0	0
18	福井県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	9	2	0	0	2	1	0	0	2	1
20	長野県	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	32	28	9	20	17	0	2	0	15	0
22	静岡県	86	7	0	0	7	4	0	0	7	4
23	愛知県	204	12	0	0	12	1	0	0	12	1
24	三重県	48	0	15	0	15	0	0	0	15	0
25	滋賀県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	21	0	3	0	3	3	0	0	3	3
27	大阪府	254	8	1	1	8	2	2	1	6	1
28	兵庫県	106	9	3	0	12	0	1	0	11	0
29	奈良県	19	5	1	0	6	0	1	0	5	0
30	和歌山県	14	2	0	0	2	0	0	0	2	0
31	鳥取県	17	0	1	0	1	0	0	0	1	0
32	島根県	31	1	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	75	20	0	4	16	0	0	0	16	0
34	広島県	78	13	0	0	13	0	13	0	0	0
35	山口県	91	1	1	0	2	0	2	0	0	0
36	徳島県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	64	0	2	0	2	2	0	0	2	2
38	愛媛県	54	37	3	11	29	0	11	0	18	0
39	高知県	26	4	0	1	3	0	0	0	3	0
40	福岡県	297	23	0	9	14	0	2	0	12	0
41	佐賀県	30	9	0	0	9	0	0	0	9	0
42	長崎県	85	7	1	1	7	0	4	0	3	0
43	熊本県	144	5	5	0	10	2	10	2	0	0
44	大分県	137	9	0	0	9	1	6	1	3	0
45	宮崎県	81	8	0	1	7	0	6	0	1	0
46	鹿児島県	85	12	0	1	11	0	0	0	11	0
47	沖縄県	50	24	1	5	20	0	0	0	20	0
	合 計	4,245	579	106	160	525	80	79	10	446	70

未届施設の届出促進等に関するQ & A

Q. 有料老人ホームの届出と処遇改善等に係る指導の関係やあり方についての考え方如何。

A. 有料老人ホームの設置者は、老人福祉法に基づく届出を行う義務があることから、指導監督基準に適合しない場合についても、早急に届出を行うよう指導していただきたい。

しかしながら、仮に設置者から届出が行われなかったとしても、老人福祉の観点から、防火安全体制や衛生面など最低限の処遇が確保されていない場合は、改善命令を行うことも含め適切な運営が行われるよう指導を徹底していただきたい。

一方、個室となっていないケースや、廊下幅が狭いケースなど、指導監督基準に適合しない部分について、一度に適合させることは現実的に困難な場合もあるが、そのような場合には、是正可能な部分から段階的に期限を定めて是正を行うよう指導するなど、個々の実情に応じて対応されたい。

Q. 高齢者を対象とした入居契約とサービス提供契約が別の事業者になっている場合は、有料老人ホームには該当しないのか。

A. 平成 18 年の老人福祉法の改正により、設置者が外部の事業者に委託してサービスを提供する場合や、現在はサービスの提供をしていなくても、将来サービスの提供をすることを約束している場合については、有料老人ホームに該当することを明確化しており、入居契約とサービス提供契約が別の事業者になっていたとしても、有料老人ホームに該当する。

Q. デイサービスに連続して行われる自主的な宿泊サービスは、有料老人ホームに該当するのか。

A. 指定通所介護事業所等が自主事業で宿泊サービスも行うようなサービス形態については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成 18 年 3 月 31 日付け、老計発 0331004・老振 0331004・老老発 0331017)にあるとおり、小規模多機能型居宅介護の創設に伴い、行うことができなくなることはないものであり、こうしたサービス形態は引き続き可能である。

他方、有料老人ホームについては、「高齢者を『入居させ』、食事の提供等のサービスを行っているもの」であり、上記のように宿泊を伴うものであっても、実態把握の上、「入居」とは言えないものについては、有料老人ホームには当たらない。

(参考)

全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議資料（平成18年6月20日）

Q. 入居要件に高齢者以外の者を対象としているものは、有料老人ホームに該当するのか。

A. 基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらぬと考えるが、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、改めて募集状況を確認し場合によっては該当するものとするなど、実情をみて判断されたい。

Q. 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームの定義について、「居住させ」とは住民票を移す行為まで必要か。単に居住の拠点を有料老人ホームに移していると見ることで十分か。

A. 住民票を移す行為までは必要とせず、入居契約を行い、居住の拠点を移していれば、老人を居住させているものとして取り扱って差し支えない。